

令和8年度中野市予算編成方針

物価高騰、激甚化・頻発化する自然災害、少子高齢化・人口減少、労働力不足、また、脱炭素社会への移行など社会経済情勢の変化と、多様化する住民ニーズに的確に対応するため、限りある財源を有効かつ戦略的に配分することを基本とするとともに、施策の必要性、有効性、効率性を検証し、次世代を見据えた持続可能な財政基盤の確立を図る必要がある。

1 基本姿勢

現在、令和8年度を初年度とする「第3次中野市総合計画 前期基本計画」を策定中であることから、予算編成にあたっては、「第2次中野市総合計画 後期基本計画」の施策体系及び将来都市像「緑豊かなふるさと 文化の香る元気なまち」の実現を踏襲しつつ、新しい発想や手法を取り入れ、「バラ色の故郷」づくりを推進する。

2 予算編成の方針

(1) ビルド&スクラップ

事業の優先順位を見極め、時代の変化に適応した効果的な事業を推進し、新たな行政需要に対応するための新規事業を創出するとともに、優先度、有効性又は必要性の低い既存事業については、関連事業との統合、制度の再構築、廃止などを行う。

(2) 第3次中野市総合計画 前期基本計画の推進

現在、第3次中野市総合計画の策定中であることから、暫定的に「第2次中野市総合計画 後期基本計画」の「重点テーマと重点プロジェクト」に掲げる施策を踏襲し、事業を推進する。

3 具体的な取組

(1) 歳入に関する事項

- ① 市税及び税外収入については、法令や中野市債権管理条例に基づき、債権を適正に管理し、公正かつ公平な住民負担の確保を図り、未収金の縮減に努める。
- ② 国庫・県支出金については、国・県の予算編成、制度改正の動向を適切に把握し、特定財源の積極的な確保に努め、特に経済対策を含む臨時的な

交付金、補助金等は積極的かつ効果的に活用する。

- ③ 使用料、手数料等については、「受益者負担の適正化に関する指針」に基づき、随時、適正な料金を設定し、料金等を減免するときは同指針で示す統一基準より判断する。
- ④ 市債については、原則として地方交付税措置のある有利な市債を活用するとともに、発行額は、臨時財政対策債を除き、公債費の元金償還額以内に抑制し、将来負担の縮減に努める。

(2) 歳出に関する事項

- ① 既存事業も含め、国・県支出金などの特定財源の確保、既存事業の廃止・縮小による財源確保など、財源の裏付けを明確にして要求する。
- ② 経費の算出にあたっては、安易に過去の実績や慣例に依存するのではなく、事業の必要性や適正な事業内容・規模を確認し、合理的な積算根拠に基づき要求する。
- ③ 法令を遵守するとともに、理事者指示事項、監査委員指摘事項、過去の査定指摘事項、議会要望事項、各種住民アンケート結果等を踏まえた内容で要求する。
- ④ 繰越しの常態化、年度末の集中執行、多額の不用額が生じることがないように、当年度の適正な時期に執行できる範囲内で要求する。
- ⑤ 公共施設の管理運営経費については、施設使用料に影響することから管理費の適正化に努める。
- ⑥ 負担金、補助金等については、「負担金、補助及び交付金の交付に関する指針」及び「中野市補助金等交付規則」に従い執行し、特定の団体等が行う特定事業負担金、委託料等については、科目が適正であるかを十分に検討するとともに、運営状況を確認し、適正な金額を算定した上で要求する。また、繰越金が多額な団体等については、会費等を減額する。

(3) 特別会計・企業会計に関する事項

- ① 設置目的を踏まえ、一般会計と同様に、事業内容や最近の決算状況などを精査し、事業の必要性、緊急性等を十分に検討するとともに、収入の確保や経営改善、合理化の徹底に努める。
- ② 一般会計からの繰出金、負担金等の額は、一般会計の予算編成に多大な影響を及ぼすことから、繰入基準の範囲内に収めるとともに、可能な限り圧縮に努める。